

議案第76号

天理市子育て世代すこやか支援センター条例の制定について  
天理市子育て世代すこやか支援センター条例を次のように制定しようとする。

平成28年12月8日提出

天理市長 並 河 健

天理市子育て世代すこやか支援センター条例

(設置)

第1条 子育てに関する交流の場の提供並びに妊娠、出産及び子育てに係る一貫した支援の地域社会における拠点として、本市に子育て世代すこやか支援センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 子育て世代すこやか支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市子育て世代すこやか支援センター	天理市川原城町605番地

(事業)

第3条 天理市子育て世代すこやか支援センター（以下「センター」という。）は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育てに関する交流の場の提供
- (2) 妊娠、出産及び子育てに関する相談並びに助言及び指導
- (3) 子育て支援に関する情報の収集及び提供
- (4) 子育てに関する教室等の開催
- (5) 子育てサークル並びに子育てサポーター及び保育サポーターの育成支援
- (6) 子育て家庭に対する援助を行う関係機関との調整
- (7) その他市長が必要と認める事業

(開館時間及び休館日)

第4条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(使用の許可)

第5条 センターの施設で別表に定めるものを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。
- (3) 施設、設備等を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他不相当と認めるとき。

(使用料)

第7条 センターの使用料は、無料とする。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 関係法令又はこの条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) その他管理上不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりセンターの使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合において、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が損害を受けることがあっても、これに対しその賠償の責めを負わない。

(入場の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターへの入場を制限することができる。

- (1) 施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(2) その他管理上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復)

第11条 使用者は、使用を終了したとき（第8条第1項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を停止されたときを含む。）は、速やかに施設、設備等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第12条 センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その原状回復義務又は賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年3月17日から施行する。

別表（第5条関係）

使用許可の必要な施設	子育て活動室、会議室
------------	------------